

# 伊良湖水道航路における交通制限（入湾制限）について

南海トラフ地震等で**大津波警報**が発表された場合、**伊良湖水道航路**において、海上交通安全法に基づく船舶の**交通制限（入湾制限）**を実施します！！

## 1、入湾制限の開始・解除時刻

- (1) 開始・・・**大津波警報が発表された時刻** ※
- (2) 解除・・・**大津波警報解除が発表された時刻**（警報・注意報への切替を含む）※  
※対象津波予報区は愛知県外海、伊勢・三河湾、三重県南部

## 2、対象船舶及び航行制限内容

### (1) 対象船舶・・・**全ての船舶**

ただし、伊良湖水道航路を航行して入湾中の船舶、及び現に湾外から伊良湖水道航路に入ろうとしている船舶で反転等進路を安全に変更することが困難な船舶を除きます。

(注) 進路変更の安全性及び可否については、各船船長が判断するものとします。

### (2) 制限事項・・・**伊良湖水道航路を航行して伊勢湾に入湾してはいけません。**

### (3) 制限区域・・・**伊良湖水道航路（図1 制限区域）**



## 3、周知方法

VHF無線電話、AIS、中短波放送、ホームページ等により船舶に周知いたします。

### 【問い合わせ先】

第四管区海上保安本部 交通部航行安全課

TEL：052-661-1611（代）

